

今教委学 第 2144 号  
平成 31 年 2 月 19 日

村内各幼小中学校  
園長・学校長 殿

今帰仁村教育委員会  
教育長 玉 城 奎  
<公 印 省 略>

暴風（特別）警報等発表時における対応及び学校給食の対応について

みだしのことについて、平成 27 年 6 月 11 日付け今教委第 507 号「暴風（特別）警報等発表時における対応について（通知）」を下記の通り改訂致します。

そこで、下記のとおり対応する事を基準といたしますので、園児・児童・生徒の安全確保について万全を期していただくよう通知します。

記

1 園児・児童・生徒の暴風(特別)警報等発表時の対応

発表等の内容	園児・児童・生徒の登校等の対応	<u>学校給食の対応</u>
暴風(特別)警報発令中	◇臨時休園・休校	<u>給食無し</u>
午前 6 時 30 分までに解除された場合	◇通常通り登園・登校	<u>通常通り実施</u>
午前 8 時 30 分までに解除された場合	◇午前 10 時をめぐりに登園・登校 ◇午後の預かり保育及び授業は通常通り	<u>対応できる範囲で給食実施</u>
午前 8 時 30 分から正午までに解除された場合	◇ <u>自宅で昼食をとり</u> 午後 1 時 30 分をめぐりに登校 ◇幼稚園は休園とする。 ◇預かり保育は実施する。午後 1 時 30 分をめぐりに登園	<u>給食無し</u>
正午以降に解除された場合	◇ <u>引き続き休園・休校</u>	<u>給食無し</u>
登校後に暴風(特別)警報が発令された場合	◇下校	<u>給食無し</u>

※緊急時（停電などにより給食センターが機能しない等）の給食対応につきましては、対応できる範囲で提供する。